

## 第9回 不完全な意思表示(3)－錯誤(2)

2005/05/13

松岡 久和

**Case19** Yは息子Aの結婚式につきX結婚式場との間で、某月某日大安にAと婚約者Bの結婚式を行うことを依頼した。料金は引き出物などを含めて、300万円であり、支払いは結婚式後1か月以内に行うということを約した。

次のような事情から、Yが結婚式の取りやめをXに通知した場合、Xからの規定キャンセル料200万円の請求に対して、Yはこれを支払う義務があるか。錯誤に関する主要な考え方のそれぞれに立って、法的関係を考えてみて下さい。

①Yの妻Cが、Bを気に入らず、結婚に難色を示したことから、BもBの両親DEも憤慨して、婚約解消に至った場合

②X結婚式場で結婚式の1か月前に不吉な殺人事件が起こった場合

### 【動機の錯誤の処理をめぐる説の対立】（E118頁（ごく一部のみ）、佐155-161頁）

#### 1 伝統的二元説（判例・旧通説）

- ・原則：動機の錯誤は不顧慮

例外：動機が明示または黙示に表示されて法律行為の内容になっていた場合には顧慮

**判例** 判46（大正3年）が最初。黙示の表示の例として、判48（平成元年）。

性状錯誤につき判51（大正6年）や判52（昭和33年）。

なお、最判昭和37年12月25日（国が土地購入に際し、売主に譲渡所得税ができるだけ低額になるよう努めることを了解し、譲渡所得税の低減という動機が表示されていても、法律行為の内容ではなく、売主は錯誤無効を主張できない）。

- ・学説では我妻を中心に客観主義的解釈で表示を重視する傾向。
- ・動機錯誤を顧慮する場合、錯誤の定義も、表示と真意の気づかざる不一致に修正。
- ・**批判** ①表示錯誤も取引の安全・相手方への不利益は同じ。  
②動機錯誤の方が表意者の要保護性が高い場合がある。  
③表示錯誤と動機錯誤は截然とは区別できないし、動機錯誤こそが問題。  
④表示されただけで表意者の負うべきリスクを転嫁するのは不当。

#### 2 一元説（近時の通説：「認識可能性説」とも）

：表示錯誤と動機錯誤を統一的に95条で処理する。

相手方の認識可能性がない場合には信頼を保護して錯誤無効は主張できない。

※この説でも、錯誤の定義は、表示と真意の気づかざる不一致

- ・錯誤認識可能性説 vs 錯誤事項認識可能性説

※前者では、共通錯誤の場合（例：両者とも真作だとして売買した絵が贋作だった場合）に錯誤無効が主張できない場合があるほか、表示錯誤でも無効主張が著しく限定される。後者はこの欠点を補うために主張された。両者を折衷する説もある。

- ・**批判** ①共通錯誤で無効主張が認められず両当事者に不本意な契約が拘束力を持つ場

合が生じる。

②表示錯誤に相手方の認識可能性を要求すると無効主張ができなくなる場合が多くなりすぎる。

③認識可能性だけで表意者の負うべきリスクを転嫁するのは不当。

### 3 新二元説（近時有力：「動機錯誤不顧慮説」とも）

・契約を中心に据えた錯誤論。動機錯誤は、錯誤としては顧慮せず、明示または黙示に契約によるリスク配分の合意に取り込まれている限りで、条件・前提（行為基礎）・性状保証・履行不能法理などによって処理する。

←動機錯誤は表意者の情報収集や判断の誤り。リスクを相手方に転嫁すべきでない。

・批判：①表示錯誤も表意者側が危険を負うべき事情ではないか？

←→表示錯誤には予めの対処ができないから要保護性が高い。動機に関してはリスク配分の変更が合意でき、それをしない限り顧慮しないのが適切。

②動機錯誤の方が表示錯誤よりも表意者に大きな不利益となる場合があり、要保護性が高い場合がある。

←→不利益の大小ではなく、契約による対処の可能性の有無が区別の根拠。

③動機錯誤と表示錯誤は截然とは区別できない。

←→区別の困難な事例があることは両者を同一視してよい理由とはならない。

### 4 新一元説（「合意原因説」とも）

・契約を中心に据えた錯誤論だが、一元説のように表示錯誤と動機錯誤を統一的に処理するが、相手方の認識可能性を画一的に要件とするのではなく、具体的契約において動機の占める役割や重要度に応じて「要素の錯誤か否か」により、合意の原因が欠けていると評価できるか否かを判断する。とくに給付の均衡を重視する。

・批判：①契約の構成原理を異にするフランス法を意思表示・法律行為論によるドイツ法的な日本法に接合できるか。

②フランスでも難解だと言われるコーズ論を導入できるか。

#### 【参考文献】

中松纓子「錯誤」星野英一編『民法講座Ⅰ』387頁以下（有斐閣、1984年）

石田喜久夫編『民法総則』〔磯村保〕153頁以下（法律文化社、1985年）

森田宏樹「民法九五条（動機の錯誤を中心として）」広中俊雄＝星野英一編『民法典の百年Ⅱ』141頁以下（1998年）

加藤雅信『新民法体系Ⅰ 民法総則〔第2版〕』261頁以下（有斐閣、2005年）；主張されていることは、実際には新二元説と同趣旨と思われる。「三層的法律行為論」は、説明としてはわかりやすいが、概念として定着しているわけではないので、生半可に使うと危険があることを重々承知して欲しい。